

保育充実促進費補助金(低年齢児保育)事業の改正について

改正概要

- 1歳児クラスの保育士を「4：1」に配置した保育所等に人件費の一部を補助する。
 - ・国の1歳児配置改善加算（「5：1」）を取得した施設に上乗せして補助を行う
 - ・ただし、当面は現行制度の「5：1」補助を維持し、国加算に漏れた施設も「5：1」補助の対象とする。
- 「4：1」補助単価は、施設規模に応じたスライド方式とする
 - ・定員が多い施設ほど補助単価が小さくなる
 - ・単価は、16,400円～8,600円（1歳児1人/月額）で設定
- 「4：1」制度の開始時期は令和7年10月1日
- 「4：1」補助要件について（次ページ参照）
 - ①国の1歳児配置改善加算を取得していること
 - ②「非認知能力の育成」及び「インクルーシブ保育」に取り組んでいること

予算額

R7年度当初予算額 135,876千円（補助率県1／2，市町村1／2）

対 象

中核市を除く私立保育所及び認定こども園（全類型）

補助要件

(1) 国の1歳児配置改善加算を取得していること

- ①処遇改善等加算の区分1～3のいずれも取得している
- ②業務の情報通信技術（ICT）化を進めている
- ③施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上

国「5：1加算」
の取得が前提

(2) ①は必須、②は2つ以上の取り組みがあること

- ①非認知能力の育成に取り組んでいる
 - ・教育・保育目標に非認知能力の育成に関する項目を掲げている
 - ・目標を具体化して育成に取り組んでいる

県独自の要件

②インクルーシブ保育に取り組んでいる

- ・障害(手帳)を持つこどもを受入れている
- ・医療的ケア児を受入れている
- ・発達に課題があるこどもを受入れ、個別に対応している
- ・外国にルーツを持つこどもを受入れ、個別に対応している
- ・研修会等の実施
- ・他施設との交流、等

例示

補助要件設定のねらい

- **非認知能力の育成**：こどもたちが生涯に渡り「自分で考え・決め・動ける」力を育む取組みを推進するもの
- **インクルーシブ保育の推進**：全てのこどもが等しく良質な教育・保育を受け、多様な背景を持つこどもたちが共に成長できる園の取組みを推進するもの。